監査報告書

平成26年 李月 15日

社団法人 日本ボリビア協会 会長 白川 光徳 様

社団法人 日本ボリビア協会 監事 分 永 名 小 監事 ブレ サ えん

民法第59条(注1:本条削除された)に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの平成25年度社団法人日本ボリビア協会の財産並びに業務執行の状況について監査したので、次のとおり報告する。

1. 監査の概要

会計監査について、会計帳簿並びに関係書類の閲覧など収支計算書及び財務諸表の正確性を検証した。

業務監査について、理事会及びその他の重要な会議に出席するほか事務局から業務の報告を徴収し、関係書類の閲覧など業務執行の妥当性を検証した。

2. 監査の結果

- (1)会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表及び財産増減計算書並びに財産目録に記載の金額と合致していると認める。
- (2) 収支計算書及び収支計算書に対する注記、財務諸表及び財務諸表に対する注記は、 法令及び寄附行為並びに公益法人会計基準に準拠し、財産状態及び収支状況を適 正に示していると認める。
- (3) 事業報告書は、法令及び寄附行為に従い法人の状況を正しく示していると認める。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められない。

以上

注1) 民法第59条は、2008年12月1日の法人整備法、法人法、公益定法認定施行により、削除されました。なお、改正前の民法により設立された社団法人・財団法人として存続し、移行期間の終了(2013年11月30日)までに、公益社団法人として認定を受けることができます。この移行期間中に認定・認可を受けない場合は、移行期間の満了の日に解散したものとみなされます(いわゆる「みなし規定」。法人整備法第46条)。